

国保連合会だより



NO. 27-7
平成28年 2月17日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

☆ 難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証等に所得区分が記入されるまでの間の取扱いの延長

このたび、厚生労働省から通知が発出され、高額療養費の見直しにより変更された後の医療保険の所得区分が記載された受給者証等の更新が遅れる場合における、受給者等に所得区分が記入されるまでの間の取扱いが延長されましたので、下記のとおり確認をお願いします。

記

- 1 医療機関における難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証の提示パターンとレセプトの取扱いについて（当面の間適用）

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
反映後の受給者証	受給者証の所得区分に応じた記載とする

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
① 反映前の受給者証（受給者証に所得区分の記載がないもの）のみ	特記事項へは記載しない
② 反映前の受給者証 + 「3割」（現役並み所得者の記載がある高齢受給者証等）	「現役並み」として記載する
③ 反映前の受給者証 + 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に応じた記載とする

2 厚労省からの通知

- (1) [難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る事務について](#)
(平成28年2月2日付 健難発0202第1号)
- (2) [児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について](#)
(平成28年2月2日付 健難発0202第2号)

- (3) [難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証等に所得区分が記入されるまでの間の取扱いの延長について](#)
(平成28年2月2日付 保医発0202第1号)

3 留意事項

- (1) 厚生労働省通知等は、本会ホームページに掲載しています。
- (2) 難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援に係る取扱い等については、静岡県庁疾病対策課（TEL054-221-3393）へお問い合わせください。